

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その
日が休日である場合
の翌日)

目次

◆条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

◆告 示

健康保険法による保険薬剤師の登録

健康保険法による保険医療機関の指定

国民健康保険法による申出の受理があつたものとみなされるもの

他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

土地改良事業計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可

土地改良事業の認可

昭和四十年九月鳥取県告示第四百二十九号の一部改正
道路の区域の変更
道路の供用の開始

都市計画の変更に係る図書の写し
土地区画整理事業計画の変更の認可

土地区画整理事業計画の変更の認可
土地区画整理事業の認可

土地区画整理法による換地処分
土地区画整理事業計画の変更の認可

◆公 安 規 則

鳥取県道路交通事故法施行細則の一部を改正する規則

◆県議会規則

鳥取県議会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県条例第三十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県

条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第二種営業住宅の表中

四十四年手	間西伯郡会見町天万	簡易耐火	三、八九〇円
四十四年手	間西伯郡会見町天万	簡易耐火	三、八九〇円
四十四年赤崎港東伯郡赤崎町大字赤崎中層耐火三、九〇〇円			

を

に

改める。

附 則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百一十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十五年三月三十一日

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
森田 寛子	米子市古豊千六二〇	鳥薬第二四五号	昭和四十五年三月二日

鳥取県告示第二百一十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年三月三十一日

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
加藤整形外科	鳥取市片原二丁目	整形外科、理学療法科	加藤 泰弘	昭和四十五年三月二十五日

鳥取県告示第二百二十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の

上田 医院	中下 医院	境港市朝日町九三	皮膚科、泌尿器科、外科	中下 静夫	昭和四十五年三月三十日
		東伯郡東伯町大字浦安三三四	内科、小兒科	上田 良雄	昭和四十五年三月三十一日

鳥取県告示第二百二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

岡本歯科医院	倉吉市福山一三五	昭和四十五年三月三日
大島歯科医院	八頭郡船岡町大字船岡一九七の一九	"

規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
中 下 医 院	境港市朝日町九三	全国	昭和四十五年三月一日
中 嶋 医 院	" 相生町四一	"	"
大 島 耳 科 医 院	八頭郡船岡町大字船岡一九七の一九	"	三日
岡 本 耳 科 医 院	倉吉市福山一三五	"	"

鳥取県告示第二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十二月二十六日付けで西伯郡名和町大字富長八百十二番地藤田武男ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(名和地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十五年三月三十一日から二十日間

鳥取県告示第二百二十四号

昭和四十四年十月十六日付で氣高町長から申請のあつた土地改良(上

三 縦覧に供する場所
名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十五年一月十九日付けで赤崎町長から申請のあつた土地改良(西宮地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十五年三月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所
赤崎町役場

四 異議の中出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

光地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十六号

東伯郡東伯町大字徳万五百五十八番地の一東伯町農業協同組合組合長吉
田常吉から申請のあつた農業協同組合が行なう土地改良(倉坂地区農道整
備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九
十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四
十五年三月二十五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告
示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年三月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年三月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

氣高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十五号

昭和四十四年八月十九日付けで青谷町長から申請のあつた土地改良(山
根地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県告示第二百二十七号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(志
津地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五
号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月二十五日認可し
たので、同法第八条の規定により告示する。

鳥取県告示第二百二十八号

名和町長から申請のあつた町管土地改良（榮仙地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年三月三十日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県告示第二百二十九号

昭和四十年九月鳥取県告示第四百一十九号（鳥取県土木工事共通仕様書について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年四月一日から施行する。

昭和四十五年三月三十日

鳥取県知事 石 破 一 朗

第一条中「（治山工事及び林道工事を除く）」を削る。

鳥取県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

る。

その関係図面は、昭和四十五年三月三十日から一週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十五年三月三十日

鳥取県知事 石 破 一 朗

國一 道般 一八〇号	種道路類 路線名 区	間	後別	變更前	敷地の幅員 メートル	延 メートル 長
西伯郡岸本町吉長字吉長境四八 の一四の先から	日野郡溝口町根雨原字王子七五 二八の八の先まで	字上島の一 変更前	一三・〇	二六・〇	二三〇・〇	二三〇・〇
八の先まで	日野郡日野町上質字宮内原七三 三の二の先から	字下西貢市 変更後	八・五 六七八・〇	四・五 五五・五	四・五 五八・〇	三六四・〇
昭和四十五年三月三十日	日野郡日野町上質字宮内原七三 四七二の二の先まで	字船場ノ上エ 変更後	三・八 五一三・〇	四・七 五九・〇	三・八 五一三・〇	三・八 五一三・〇
鳥取県告示第二百三十一号	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十五年三月三十日から開始するので、同法同条同項の規定により、告示する。	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、その関係図面は、昭和四十五年三月三十日から一週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。	間	供用開始の期日	昭和四十五年 三月三十日	昭和四十五年 三月三十日

"	"
"	"
二〇の一の先まで	字下西貝市一、一
日の先から	日野郡日野町上菅字宮内原七三三の二
の二の先まで	字船場ノ上エ四七二
"	"

鳥取県告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画鳥取駅前土地地区画整理事業

二 都市計画を定めた土地の区域

東品治町、永楽温泉町、行徳、吉方温泉町三丁目、吉方温泉町四丁目、

吉方、富安、雲山、吉成、新、大代、立川五丁目、東吉成及び卯垣
三 関係図書の写しの縦覧場所
鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県土木部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画道路一等大路第二類第一号富安掛出線ほか一五路線
二 都市計画を定めた土地の区域
東品治町、永楽温泉町、行徳、吉方温泉町三丁目、吉方温泉町四丁目、
吉方、富安、雲山、吉成、新、大代、立川五丁目、東吉成及び卯垣
三 関係図書の写しの縦覧場所
鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県土木部都市計画課

二 都市計画を定めた土地の区域

東品治町、永楽温泉町、行徳、吉方温泉町三丁目、吉方温泉町四丁目、
吉方、富安、雲山、吉成、新、大代、立川五丁目、東吉成及び卯垣

二 都市計画を定めた土地の区域

東品治町、永楽温泉町、行徳、吉方温泉町三丁目、吉方温泉町四丁目、
吉方、富安、雲山、吉成、新、大代、立川五丁目、東吉成及び卯垣

する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十四号

土地地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、米子市福井市つづじヶ丘団地地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

米子市福井市つづじヶ丘団地地区画整理事業

鳥取県告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用

- 二 事務所の所在地
米子市加茂町三丁目一六番地
- 三 施行認可の年月日
昭和四十四年十一月十三日
- 四 事業年度
昭和四十四年度及び昭和四十五年度
- 五 変更認可の年月日
昭和四十五年二月二十五日
- 六 施行認可の年月日
昭和四十五年三月二十五日
- 七 施行者の住所
鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地
- 八 事業年度
昭和四十四年度及び昭和四十五年度
- 九 公告の方法
鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地

鳥取県告示第二百三十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき、倉吉市福守団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月三十一日

一 施行者の名称
鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間
昭和四十五年三月三十一日から

期

鳥取県告示第二百三十六号

米子市上福原団地土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十五年三月三十七日換地処分があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第一百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十七号

都市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、米子市三柳土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

- 三 施行地区
倉吉市福守町の一部
- 四 土地区画整理事業の名称
" 岡田の一部

倉吉市福守団地土地区画整理事業
事務所の所在地
鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地

昭和四十五年三月三十日

鳥取県知事 石破

二朗

一組合の名称

米子市三柳土地区画整理組合

二、事務所の所在地

米子市中町二十番地(米子市建設部都市計画課内)

三、設立認可の年月日

昭和四十四年九月十六日

四、事業年度

昭和四十四年度及び昭和四十五年度

五、変更認可の年月日

昭和四十五年三月三十日

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 澤住辰蔵

鳥取県公安委員会規則第三号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改める。

第十条第一項を次のように改める。

県議会規則

鳥取県議会規則第一号

鳥取県議会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県議会事務局の組織等に関する規則(昭和四十三年十一月鳥取県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

2 次の表の上欄に掲げる課に、内部組織としてそれぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

七 土砂、砂利、石、石灰、水、木くずその他車体の動搖、風圧等により落なし、又は飛散するおそれのある物件を積載して運転するときは、当該物件が道路上に落下し、又は飛散することがないよう必要な措置を講ずること。

附 則

この規則は、昭和四十五年五月一日から施行する。

課	内 部 組 織
総務課	庶務係・経理係
議事課	議事係・記録係

第四条第一項中「室長」を「係長」に改め、同条第二項中「室長」の下に「、係長」を加える。

第五条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5 係長は、上司の命を受け、係事務を処理する。

附 則

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。